

議会受付番号	鎌議第 1267 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	総務部長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

勤怠記録の事務等の実態と在り方等

2 質問の要旨

- 1 勤怠記録は何故正確に記録されなければいけないのか。その目的、記録する理由は何か。
- 2 勤怠記録を以って職員課はじめ鎌倉市はどのような事務処理を行うのか。再任用の決定や制裁処分、給与支払など勤怠記録を用いて判断等を行う事務全て明らかにせよ。
- 3 例えば万が一、勤怠記録が実態と複数回に亘って異なっていた場合、事務の判断を誤ることはあるのか。

3 答弁

- 1 勤怠記録を正確に記録し、職員の服務上の管理や健康面等の管理を行うことは、使用者としての責務であると認識しています。
- 2 勤怠記録は、服務上の監督、勤務状況の把握、超過勤務の実態把握、給与の支払い及び休暇管理等に活用しています。
- 3 勤怠記録が実態と複数回に亘って異なっていた場合、事務の判断を誤ることは考えられます。したがって、事務の判断を誤ることがないように、所属長が各職場での勤怠記録の管理を徹底し、服務規律を遵守してまいります。